

# (介護予防)福祉用具貸与サービス重要事項説明書

## 1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	Japan Fitness Communication 株式会社
代表者	宮本健
本社所在地	〒300-1236 茨城県牛久市田宮町248

## 2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

### (1)事業所の所在地等

事業所名称	PEACE 福祉用具
介護保険指定事業所番号	0871901591
事業所所在地	〒300-1236 茨城県牛久市田宮町248
連絡先	080-4950-9140
通常の事業の実施地域	牛久市、つくば市、龍ヶ崎市、阿見町、土浦市

### (2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(介護予防)福祉用具貸与の円滑な運営管理を図り、要介護状態(介護予防にあつては、要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕を提供すること。
運営の方針	要介護(要支援)状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行う。福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活の便宜を図りその機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。利用者の所在する市町村、介護サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

### (3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※1)1月、5月、8月、12月に長期休業あり、その日程は毎年異なる。※2)数日、社内研修のための休業を設ける。※3)どちらの場合にも2か月前に告知する。
営業時間	午前9時～午後5時

### (4)事業所の職員体制

管理者	1名(常勤、福祉用具専門相談員と兼務)
福祉用具専門相談員	常勤換算2.0名以上

### (5)福祉用具の取扱い種目

<input type="checkbox"/> 車いす ※1	<input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具 ※1	<input type="checkbox"/> 手すり
<input type="checkbox"/> 車いす付属品 ※1	<input type="checkbox"/> 体位変換器 ※1	<input type="checkbox"/> スロープ
<input type="checkbox"/> 特殊寝台 ※1	<input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知機器 ※1	<input type="checkbox"/> 歩行器
<input type="checkbox"/> 特殊寝台付属品 ※1	<input type="checkbox"/> 移動用リフト ※1	<input type="checkbox"/> 歩行補助つえ
		<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置 ※2

※1)要支援1～2及び要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2)要介護4以上の方が給付の対象です。

## 3 提供するサービスの内容及び利用料

(1)福祉用具貸与計画の作成 利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成し、その内容を利用者説明し、同意を得たうえで交付します。

(2)利用料 利用者負担金は、当事業所の料金表によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の

負担割合に応じた額の支払いを受けるとします。貸与期間1か月に満たない場合の利用料は以下のとおりです。

利用開始又は終了の時期	利用料
利用期間が15日未満	1か月の50%
利用開始日が開始月の16日以降の場合	1か月の100%

(3)その他費用 以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用 利用料の請求書・領収書の郵送を希望される場合の送料	実費
領収書の再発行を希望される場合の費用	550円(税込)

#### 4 衛生管理等について

- (1)従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について衛生的な管理に務めます。
- (2)福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、株式会社ロングライフ、プライムケア関東株式会社との委託契約に基づく方法により速やかに回収・保管・消毒を行います。

#### 5 事故発生時の対応について

- (1)利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 6 苦情等の相談窓口について

- (1)サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	TEL080-7210-5403 管理者 宮本健 / 福祉用具専門相談員 浅野哲也
---------	---

- (2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

外部相談窓口	牛久市役所保健福祉部高齢福祉課 TEL 029-873-2111 つくば市役所 福祉部高齢福祉課 介護保険課 TEL 029-883-1111 龍ヶ崎市役所 健康スポーツ部・介護保険課 TEL 0297-64-1111 阿見町役場高齢福祉課 TEL 029-888-1111 土浦市役所高齢福祉課 TEL 029-826-1111 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室 TEL 029-301-1565
--------	--

#### 7 個人情報の保護

- (1)利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。
- (2)事業者が得た利用者又は家族の個人情報について介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しません。外部への情報提供は利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

#### 8 虐待の防止のための取組について

- (1)虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- (2)虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

#### 9 その他

- (1)サービスを提供した際はサービスの内容等を記録し、契約終了後も5年間保管します。